

堺市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月30日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大	林	健
同	原	繭	子
同	澤	由	美

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

議会局

## 第3 監査の対象期間

令和7年度（令和7年4月1日～令和7年10月31日）

ただし、必要に応じて前年度以前及び下記第4の期間を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和7年11月1日～令和8年3月30日

## 第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 局共通項目

#### (1) 交際費について

交際費に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### (2) 物品購入について

物品購入に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### (3) 役務費について

役務費に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### (4) 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事

項はなかった。

(5) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(6) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。